

第2部

基本構想

- 第1章 まちづくりの基本的な考え方
- 第2章 まちづくりのフレーム
- 第3章 施策大綱



第1章 まちづくりの基本的な考え方

ITAKO CITY

まちづくりの原点は、そこに住む人にとって、住みよい地域をつくり・持続することにあります。

第5次総合計画では、「美しい水郷 人が輝く交流舞台 あったかあいまちいたこ」を将来像に掲げ、本市の水郷としての個性を活かした交流のまちづくりを進めてきました。

こうした意思を未来に引き継ぎ、魅力あるまちづくりを推進するために、本計画期間のまちづくりの基本的な考え方（基本理念）を表します。

第1節 まちづくりについての基本的な考え方（基本理念）

1 10年後も暮らしていきたいまちの姿

市民意識調査では、これからのまちのイメージとして、本市にある「自然」「文化・歴史」のイメージを残しながら、「住みやすい」「安心・安全」「温もり」「賑わい」「躍動感」のあるまちへのイメージを変えていくことが望まれています。

こうした本計画期間後（10年後）も暮らしていきたいまちの姿を本市におけるまちづくりの基本的な考え方とします。

○「自然」「文化・歴史」を未来につなぐ

本市には、豊かな自然や歴史という、貴重な地域資源があります。これまでの市の産業や暮らしは、こうした豊かな自然の恵みや歴史の中で生まれ、育まれてきたものです。

こうした先人から引き継がれた歴史・文化・自然と自分たちの暮らしを認識し、その価値を、今に活かし、新たな魅力とともに未来に引き継いでいきます。

○「安心・安全」なまちへ

市民の誰もがいきいきと暮らせるよう、心身が健康で社会福祉や生活上の不安や防災・防犯での安全性などの生活環境上の不安が解消されて、安心して健やかに暮らせる場が形成されています。

○「温もり」のあるまちへ

少子高齢化や担い手不足などによって引き起こされる様々な地域課題に対して、市民が互いに支え合って暮らす地域づくりが進みます。

また、本市に來訪する人や新たに本市に暮らす人を温かく迎え入れるホスピタリティ（おもてなしの心）が市民に浸透してきています。

○「賑わい」「躍動感」のあるまちへ

まちの魅力に誘われ、外から人々が集まり、交流が盛んに行われています。

また、同時に市民同士の交流も活発に行われています。この内外2つの交流が活性化することで、まちが賑わい、産業が活発化し、文化が育まれ、人々が成長していきます。それによって、さらにまちの魅力が向上し、交流がまちの魅力増大に結びつく、成長を続ける空間が形成されています。

○「住みやすい」まちへ

「自然」「文化・歴史」を未来につなぎ、安全な環境基盤のもとに「安心・安全」が形成され、市民同士のつながりや支え合いによって「温もり」「賑わい」「躍動感」が生まれます。

こうした暮らしの中にある市民同士のつながり、あるいは人と自然、社会とのつながりが、新しい価値を持って再生され、本市ならではの「住みやすい」まちがつくられています。

2 まちづくりの手法として

○市民とともにつくるまちづくり

これからの「まちづくり」においては、効率的な行財政運営のしくみを整えるとともに、市民相互や市民と行政との新しい関係づくり、情報共有など市民と行政がパートナーシップを築き、相互理解のもとに協働のまちづくりを進めます。

第2節 本市の「目指す姿」(将来像)

1 計画期間に目指す本市の将来像

本市のこれからのまちづくりが、市民の期待するまちのイメージに近づくよう、まちづくりの基本的な考え方に表す6つのキーワードをもとに、「目指す姿」(将来像)を「豊かな自然 あふれる元気 みんなでつくる水の郷」とし、市民と行政、企業や関係団体等がともに元気で安心な未来を拓く取り組みを進めます。

めざす姿(将来像)

**豊かな自然 あふれる元気
みんなでつくる水の郷**

○「豊かな自然」とは

本市の地域資源である豊かな自然環境を守り、歴史、文化とともに未来へ受け継いでいきたいまちの誇りを表します。

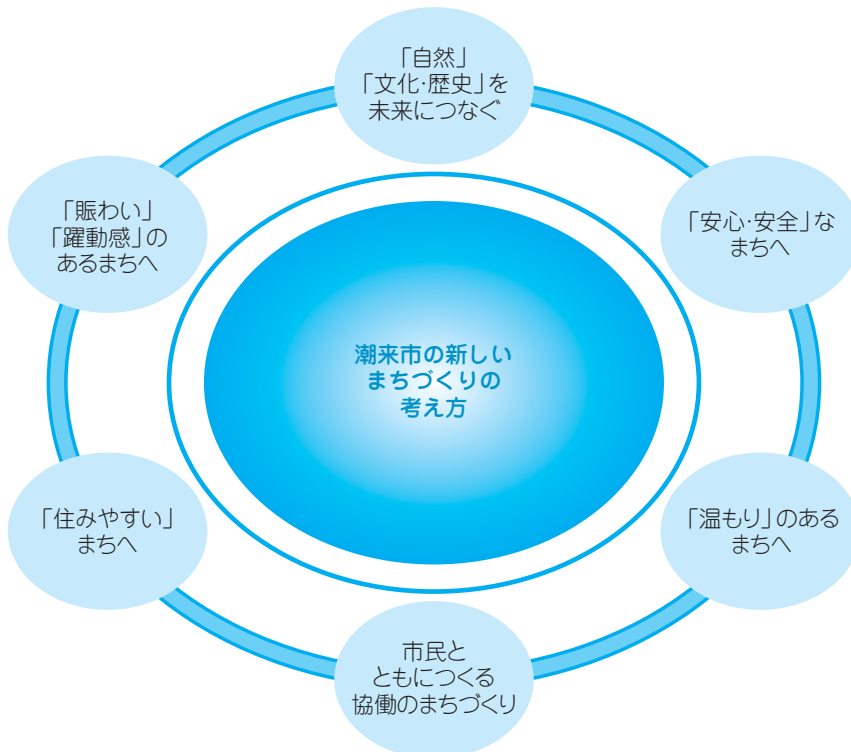
○「あふれる元気」とは

市民が元気に満ちあふれ、「にぎわい」「躍動感」「安心・安全」「温もり」といった、まちの新たなイメージを実現する原動力となることを表します。

○「みんなでつくる水の郷」とは

市民協働によるまちづくりを、本市の未来をつくる推進力とし、新たなまちづくりを進めることを表します。

《まちづくりの基本的な考え方6つのキーワード》



第2章 まちづくりのフレーム

ITAKO CITY

第1節 将来人口

1 将来人口の推計

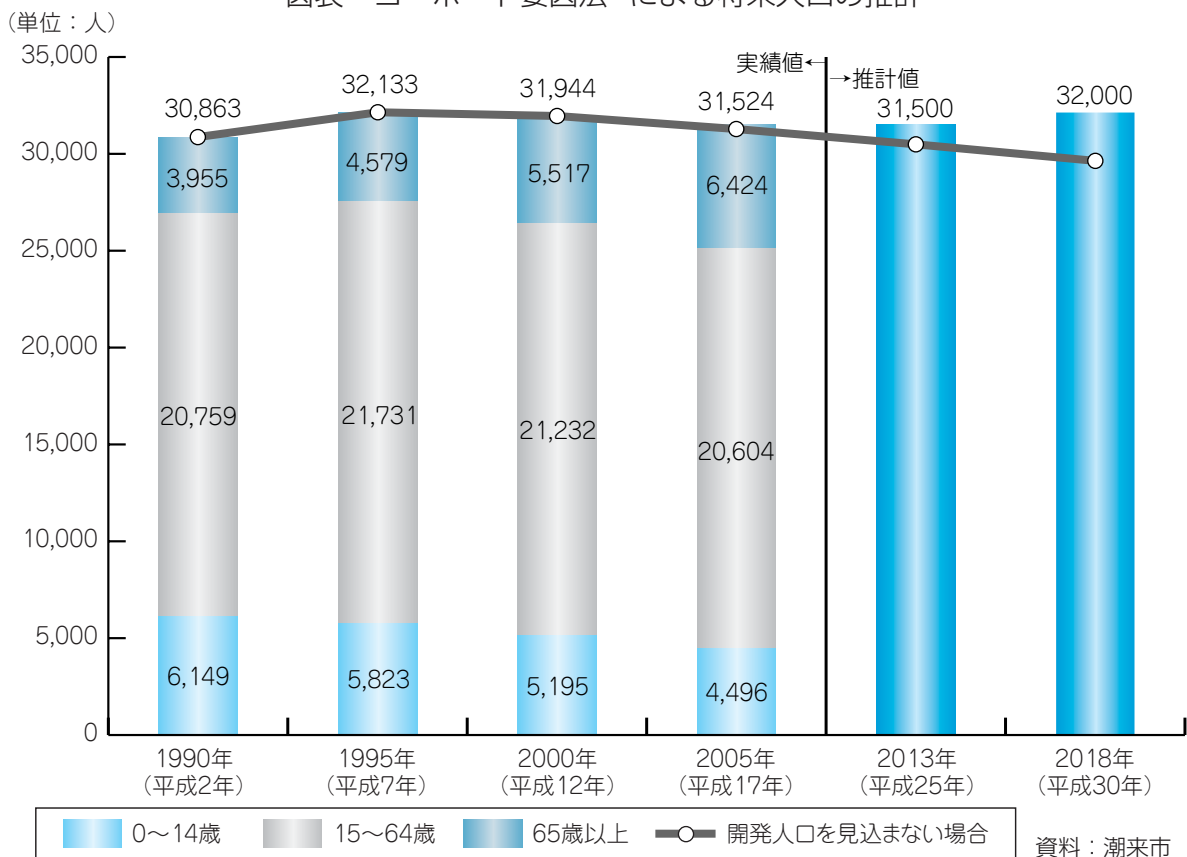
国や県では、これから人口減少が進むものと予想しています。同様に、本市においても現状の推移では、人口減少が見込まれます。

そのため、今後の企業誘致や雇用の促進、日の出地区への定住促進による開発人口の増加や医療・福祉環境の向上、生活基盤の着実な整備により、人口の増加を目指します。

こうしたことから、本計画の最終年度である2018年の将来人口を32,000人と想定します。

将来人口 約32,000人 (2018年)

図表 コーホート要因法※による将来人口の推計



※コーホート要因法：

コーホートとは、同年または同期間に出生した集団のこと（本推計では年齢5歳階級別）をいう。

コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、社会移動）をもとに人口の変化を捉える方法。

2 交流人口※の拡大

本市は、年間約200万人を超える観光客を迎える観光都市として発展してきましたが、近年はモータリゼーションの発達と交通基盤の整備により、観光形態も宿泊滞在型から、立ち寄り型に変化してきているため、年々宿泊客の減少が進み、県内有数の集客力を誇るホテル・旅館業は低迷し、交流人口拡大のための施策が課題となっています。

そのため、今後は、首都圏からの来訪者に加え、東関東自動車道の延伸や茨城空港の開港による新たな方面から来訪者を求めていく必要があります。

こうした来訪者が、市内の行事、名所、旧跡を訪れ、本市の暮らしぶりや魅力に触れられる機会となるよう、様々な分野が連携するとともに、市内の回遊性を高め、滞在時間の延長につながる取り組みを進めることで、交流人口の拡大を目指します。

さらに、こうした交流機会が、本市への定住促進につながるよう努めます。

図表 観光入込み客数・市内主要施設・行事来場者の推移

(単位：人)

区 分	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
観光入込み客数	2,376,000	2,237,200	2,534,600	2,155,800	2,131,634
駅の道いたこ	512,626	557,621	574,086	587,086	560,319
あやめ祭り	577,000	585,000	614,300	602,000	619,000
宿泊客数	831,700	313,200	557,600	344,900	255,800

資料：茨城県・道の駅いたこ

◎観光入込み客数及び宿泊客数、あやめ祭りについては、茨城県。道の駅いたこの来場者数については、レジカウナー利用者数。



権現山公園桜まつり



潮来祇園祭礼



前川十二橋めぐり



道の駅いたこ



水郷県民の森でのコンサート

※交流人口：

通勤、通学、文化、スポーツ、買い物、観光などを目的として市外から入ってくる人のこと。
本市では特に、行事・イベントや観光における主要施設における来街を訴求し、交流人口として拡大を進めることをいう。

第2節 土地利用構想

1 土地利用の考え方（基本方針）

土地利用は、自然環境の保全と地域発展との均衡を図る生活環境の最も基礎となるものです。

こうした中で、本市における土地利用では、特に次の点に視点を置き、自然環境との調和に配慮し、地域の特性に応じた土地利用によって、市民が安心して暮らせる環境を目指すものとします。

(1) 自然環境や景観を大切にしながら、環境との共生に視点をおいた土地利用

○本市には、古くから水郷と呼ばれる水辺環境や先人が幾年にもわたり大切に育んだ田園が広がっています。こうした地域資源や景観の保全に努めるとともに、それらを有効に活用できるよう自然との共生に配慮した土地活用を進めます。

(2) 地域活力や交流を生み出すことに視点をおいた土地利用

○市街地では、定住促進に向けた快適な住環境を形成するとともに、商業・工業・流通業務地などの適切な配置を図り、市民の誰もが安心・安全に暮らせるような効率的な土地利用を進めます。

○交流人口の拡大に向け、地域資源を活用した観光や地域間交流が活発に図られる土地利用を進めます。

○就労環境の充実に向け、高速道路インターチェンジ周辺や幹線道路沿線など、交通ネットワークを最大限に利用できるよう適切に産業拠点を配置します。

(3) 市内の拠点や地域資源をつなぐ、総合的な土地利用

○交流促進及び社会基盤整備の効率化につながるよう、適正な都市機能の配置や道路整備・交通体系にあわせた総合的な土地利用を検討します。そのため、将来的な定住人口、交流人口に主眼を置いた、効率的な整備に努めます。

2 各ゾーンの整備方針

各拠点地区及び市街地、農地等の田園地帯、丘陵緑地の整備については、国土利用計画※・都市計画法※などの法令に準じた適正な整備が必要です。
それぞれの地域方針は、次のとおりです。

※国土利用計画：

国土利用計画法に示される国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、長期にわたって安定した均衡ある国土利用を確保することを目的として策定する、空間及び土地の利用に関する最も基本的な計画で、全国計画、都道府県計画及び市町村計画の三段階から構成される。

※都市計画法：

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の増進に寄与することを目的として制定された法律。都市地域における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となるもの。

(1) 親水ゾーン

水郷潮来としての親水性を活かした整備を進めます。

そのために、景観に配慮した施策の推進、治水対策を進め、前川周辺地区における遊歩道の整備や本市のシンボルである「前川あやめ園」の再整備、霞ヶ浦、北浦、常陸利根川、鯉川など、親水交流エリアを形成します。

(2) 市街地ゾーン

各市街地においては、定住促進、快適な住環境の形成に努めます。

そのために、生活道路、上水道・下水道、公園などの市民にとって暮らしやすい生活基盤整備を進め、定住人口の誘導を図ります。

また、それぞれの市街地にある施設や地域資源を活かした市街地を形成します。

(3) 田園ゾーン

田園としての景観保全に努めるとともに、優良農地の確保に努め、農地での生産基盤の充実を図ります。

また、農業後継者の育成など、産業振興政策との連動や交通体系にあわせた幹線道路の整備など、必要に応じた高度利用を進めます。

(4) 丘陵緑地ゾーン

自然環境との調和を図り、緑化の保全に努めます。

また、市街地及び各拠点をつなぐ、幹線道路など、必要な整備にあたっては、自然環境への負荷を考慮しながら土地利用を進めます。

3 地区拠点及び主要な地区における整備の方向性

市内の地区拠点及び主要な地区の整備にあたっては、計画的な整備推進を図り、市全体の調和と活性化を図ります。

(1) 地区拠点（市街地ゾーン）

○潮来・辻地区

中心市街地で空洞化が顕在化してきているため、商業振興に向けた基盤整備や駐車場の確保、空き店舗の再活用などにより市街地活性化に向けた取り組みを目指します。

特に、本市の顔ともいえる潮来駅周辺や前川あやめ園は、観光の側面からも新たな魅力を付加するための整備を進めます。

○牛堀地区

水辺に隣接する水郷北斎公園や霞ヶ浦を眺望できる権現山公園など、多様な地域資源と市立図書館などの都市的機能との融合を図り、優良な住宅地の形成を目指します。

○延方地区

JR延方駅や国道51号、国道51号バイパスなどの交通利便性を活かし、他地域との交流を中心に活性化を図るとともに、水辺や緑地といった自然環境があふれた居住環境づくりを目指します。

○日の出地区

本市定住促進のリーディング（先導）拠点として、道路・公園などの社会基盤を再整備し、優良住宅地としての再生を目指します。

(2) 産業振興地区（市街地・田園ゾーン）

○潮来インター・道の駅いたこ周辺地区

潮来インター周辺地区については、流通業等の拠点としての企業誘致を関係機関と連携して進めます。

また、道の駅いたこ周辺地区は、産業系用途指定に基づき、企業の誘致に向けて取り組みます。

○稲井川周辺地区

稲井川周辺地区は、国道51号、水郷有料道路に隣接する地理的条件を備えている都市的未利用地であるため、地区計画[※]を導入し、周辺環境との調和を図りつつ、高度な土地利用を進めます。

(3) 親水交流エリア（親水ゾーン）

本市の魅力である水辺環境を最大限に活かすために、回遊性のあるエリア整備を進めるとともに、水上スポーツ・レクリエーションの振興を図り、交流機会を創出します。

(4) 健康・緑・歴史の交流エリア（丘陵緑地ゾーン）

緑化保全に努めるとともに、水郷県民の森や大生古墳群、大膳池周辺の遊歩道など、地域資源を有効に活用し、自然や歴史とのふれあいや市民の交流を通じて、心身ともに健康で潤いのある暮らしにつなげます。

4 地区やエリアのつながりの形成（賑わい導線）

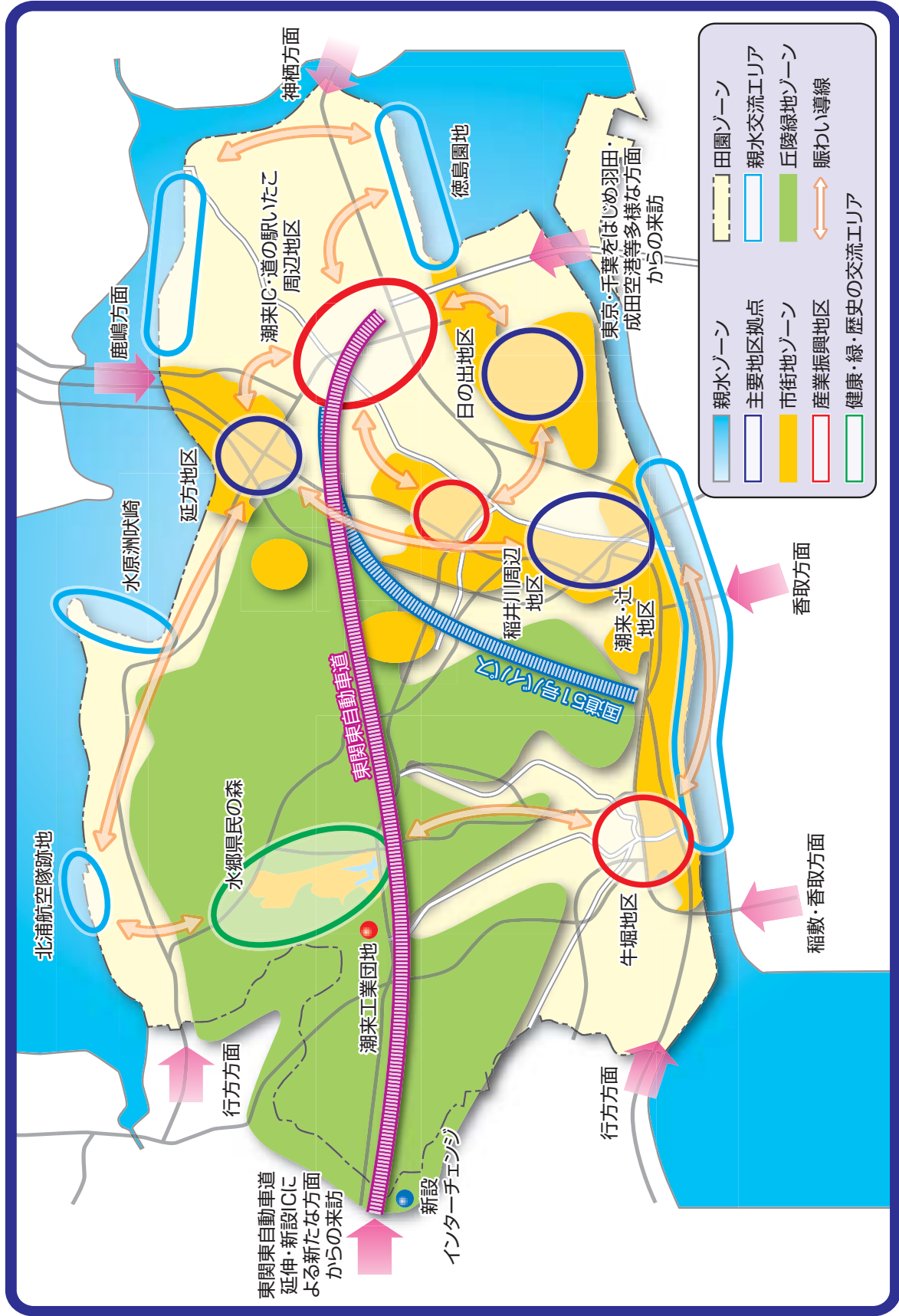
今後の各地区、ゾーン間のつながりを強化し、社会基盤の整備または、親水交流エリアなど、地域資源によって地区やエリア間を回遊することによる賑わいが、市内に広がる「軸」として整備を進めます。

また、本市全体の整備の進展にあわせて、生活道路をはじめ市内の主要道路などの道路整備を計画的に進め、円滑な交通体系の形成に努めます。

※地区計画：

用途地域制では決められない、より詳細な土地利用、建築の形態などを決める計画。

土地利用構想



第3章 施策大綱

本市の将来像「豊かな自然 あふれる元気 みんなでつくる水の郷」の実現に向けて、まちづくりの柱となる政策は、次のとおりです。

《 政策体系 》

1 保健・医療・福祉政策

基本目標 いつまでも生きがいと安心の持てるまちを目指します

- 1-1 健康づくりの推進
- 1-2 高齢者福祉の充実
- 1-3 障がい者福祉の充実
- 1-4 子育て支援の充実
- 1-5 医療体制の充実
- 1-6 地域福祉の推進
- 1-7 社会保障制度の適正な運用

2 生活環境政策

基本目標 人と自然にやさしい、安心感のあるまちを目指します

- 2-1 自然環境の保護
- 2-2 循環型社会の形成
- 2-3 暮らしやすい生活空間の形成
- 2-4 防災・消防体制の充実
- 2-5 防犯・交通安全の推進
- 2-6 消費者支援体制の充実

3 土地利用・基盤整備政策

基本目標 自然環境と調和した暮らしやすいまちを目指します

- 3-1 調和のある土地利用の推進
- 3-2 市街地の活性化
- 3-3 道路交通網・交通環境の整備
- 3-4 上下水道の整備
- 3-5 住環境の整備
- 3-6 情報通信基盤の強化



豊かな自然
あふれる元気
みんなでつくる水の郷

4 産業振興政策

基本目標 交流と活気、賑わいを生む産業のあるまちを目指します

- 4-1 農林水産業の振興
- 4-2 商工業の振興
- 4-3 観光の活性化
- 4-4 新たな産業の育成及び雇用の促進

5 教育・文化政策

基本目標 次代へ引き継ぐ人材・文化を育むまちを目指します

- 5-1 学校教育の充実
- 5-2 青少年の健全育成
- 5-3 生涯学習の推進
- 5-4 スポーツ・レクリエーションの推進
- 5-5 地域文化の振興
- 5-6 国際交流・地域間交流の促進

6 行財政政策

基本目標 柔軟な地域経営で安定感のあるまちを目指します

- 6-1 まちづくり情報共有の推進
- 6-2 行財政運営の効率化・高度化
- 6-3 利用しやすい行政サービスの提供
- 6-4 広域行政の推進

7 市民協働政策

基本目標 市民との協働による元気のあるまちを目指します

- 7-1 市民協働によるまちづくりの推進
- 7-2 地域コミュニティ活動の醸成
- 7-3 男女共同参画の促進
- 7-4 人権尊重社会の実現

1. 保健・医療・福祉政策

いつまでも生きがいと安心の持てるまちを目指します

大 綱

市民の誰もが元気で「生きがい」を感じられるよう、それぞれの世代に応じた心身の健康増進事業に取り組みます。

また、高齢者や障がいのある人が必要な支援を受けながらも、自立生活や社会参加のできることを、若い世帯が安心して子育てができること、安心して医療が受けられることなど、保健・医療・福祉の充実に努めるとともに、各種社会保障制度の適正な運用を図り、ともに支え合うまちづくりを進めます。

「いつまでも生きがいと安心の持てる」 まちづくりへの施策

- 施策1-1 健康づくりの推進
- 施策1-2 高齢者福祉の充実
- 施策1-3 障がい者福祉の充実
- 施策1-4 子育て支援の充実
- 施策1-5 医療体制の充実
- 施策1-6 地域福祉の推進
- 施策1-7 社会保障制度の適正な運用

施策1-1 健康づくりの推進

市民一人ひとりが自らの健康状態を知り、健康づくりに取り組むことができるよう、健康に関する正しい知識の習得と健康づくりに関する意識の啓発を推進します。

また、生涯を通じて心身ともに充実した暮らしを営むことができる健康づくりを推進します。

施策1-2 高齢者福祉の充実

高齢者が地域でいきいきと元気に暮らせるよう、自らの体力や志向に応じて自主的に活動できる場、これまで培ってきた知識や技術、経験を活かせる場の創出を図ります。

また、介護や支援の必要な高齢者のニーズを適正に把握し、ニーズに応じた提供体制を確保することによって、サービスの質の向上、支援の充実を図ります。

施策1-3 障がい者福祉の充実

障がいのある人が、地域で生活していくために必要な、障がい者福祉サービス基盤や社会参加といった、支援体制の充実を図ります。

また、障がいへの理解を深め、障がいのある人が自立と社会参加のできる市民意識の醸成に努めます。

施策1-4 子育て支援の充実

多様化する子育てニーズに対応した保育の充実や子どもの居場所づくり、子育て家庭が気軽に集まり相談できる拠点の整備・充実を推進します。

また、ひとり親家庭への支援などのほか、子育てを支える様々な自主活動に対する支援の充実や市民同士がお互いに支え合うしくみづくりとその活性化を図り、地域全体で子どもを育てていく環境づくりを推進します。

施策1-5 医療体制の充実

市民が安心して適切な医療が受けられるよう、休日診療体制及び夜間救急診療体制の充実を図るとともに、地元医師会、広域的な医療機関との連携強化に努めます。

施策1-6 地域福祉の推進

市民や関係機関と連携しながら、地域福祉ネットワークの構築を図るとともに、ボランティアなど人材の確保・育成を推進します。

また、様々な人々が交流できる機会の充実や福祉教育の充実を図り、地域全体で支え合う意識の醸成と相互理解を促進します。

施策1-7 社会保障制度の適正な運用

介護保険や国民健康保険の財政基盤の安定化、新たに始まった長寿医療制度[※]（後期高齢者医療制度）、国民年金制度の周知を図り、社会保障制度の円滑な運営や制度の普及啓発を進めます。

特に国民健康保険では、予防を重視し、被保険者の健康増進を促すことで医療費の適正化、保険料の収納率向上を目指し、国民健康保険の安定化を図ります。

※長寿医療制度（後期高齢者医療制度）：

平成20年度から新設された75歳以上の高齢者が全員が加入する公的医療保険制度。

2. 生活環境政策

人と自然にやさしい，安心感のあるまちを目指します

大 綱

環境への負荷を抑え，本市の貴重な地域資源である水辺をはじめとした自然環境の保全に努めるとともに，市民一人ひとりが自らの暮らすまちの魅力を活かす環境への意識を高め，自然にやさしいまちづくりに取り組みます。

豊かな自然と都市的機能が融合する生活空間は，人々が憧れる暮らしのひとつです。この実現に向けて本市では，道路・交通・情報・住宅・生活排水処理など，都市機能と居住性を高める生活基盤の強化を着実に進めるとともに，災害や事故から市民の大切な生命と財産を守る地域安全対策，景観の保全やごみの減量化，リサイクル化をはじめとする環境保全対策を進め，人と自然にやさしい，安全性を兼ね備えた住環境の実現を目指します。

「人と自然にやさしい，安心感のある」 まちづくりへの施策

- 施策2-1 自然環境の保護
- 施策2-2 循環型社会の形成
- 施策2-3 暮らしやすい生活空間の形成
- 施策2-4 防災・消防体制の充実
- 施策2-5 防犯・交通安全の推進
- 施策2-6 消費者支援体制の充実

施策2-1 自然環境の保護

自然環境の大切さや問題意識を市全体で共有しながら、観光地としての美しい街並みやごみのないきれいな環境の保持、緑豊かな潤いのある市街地の形成、さらには、ふるさとへの誇りを育む環境教育、市民が積極的に関わっていくべき課題としての環境保全など、まちづくりの様々な分野において環境保全、景観形成に関する取り組みを進めます。

施策2-2 循環型社会の形成

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会経済システムがもたらした深刻な環境問題を解決するために、環境への負荷の少ないライフスタイル、安心・安全な生活が営める持続可能な循環型社会の形成を目指します。

そのため、ごみの減量化、再資源化に向けた取り組みの推進など、環境への負荷を抑制する処理体制の構築を図ります。また、廃棄物の不法投棄に対する監視体制の強化、公害の防止に向けた取り組みなどを推進します。

施策2-3 暮らしやすい生活空間の形成

本市の有する自然景観を損なわないよう、保全対策を進めるとともに、身近な地域の環境美化活動を推進するなど、市民が心地よく暮らせる生活環境づくりを進めます。

施策2-4 防災・消防体制の充実

地震や風水害など、いざというときに迅速な対応がとれるよう危機管理体制の強化と防災意識の向上に向けた取り組みの充実を図るとともに、必要な情報が的確に提供される情報収集・伝達体制の充実など防災対策を推進します。

また、関係機関や自主防災組織と連携し、防災・防火に対する活動を推進し、地域全体で市民の安全を守る共助の体制づくりを進めます。

施策2-5 防犯・交通安全の推進

市民が安全に安心して暮らせる環境づくりに向けて、防犯灯の設置や道路反射鏡、ガードレール等の整備を進めるなど、犯罪や交通事故の起こりにくい環境づくりに努めます。

また、市民一人ひとりが犯罪や事故の発生機会をなくす視点に立ち、防犯・交通安全への活動がより一層推進されるよう、関係機関と連携して市民意識の醸成を図ります。

施策2-6 消費者支援体制の充実

市民がより豊かで安全な消費生活を営むことができるよう、支援体制の充実を図り、消費生活センターを中心に、消費者被害の予防活動、環境にやさしい消費生活へ向けた啓発活動や相談支援、情報提供に努めます。

3. 土地利用・基盤整備政策

自然環境と調和した暮らしやすいまちを目指します

大 綱

市民生活の基盤となり、流通、交通アクセス、保健・医療・福祉、防災、行政サービス等あらゆる分野における機能の向上と交流の基礎となる、道路網や通信網などのネットワークづくりを進めます。

また、交通環境の充実、高度情報化に向けた情報基盤整備を、国や県をはじめ関係機関に積極的に働きかけながら、都市としての機能充実に取り組み、市民・地域・関係機関・行政が一体となった、暮らしやすいまちづくりを推進します。

こうした取り組みを通じて、自然環境と調和した快適性と利便性、そして安全性を兼ね備えた、土地利用・基盤整備の実現を目指します。

「自然環境と調和した暮らしやすい」 まちづくりへの施策

- 施策3-1 調和のある土地利用の推進
- 施策3-2 市街地の活性化
- 施策3-3 道路交通網・交通環境の整備
- 施策3-4 上下水道の整備
- 施策3-5 住環境の整備
- 施策3-6 情報通信基盤の強化

施策3-1 調和のある土地利用の推進

国土利用計画法，都市計画法などの関係法に基づき，自然との共生に配慮し，市民生活や産業活動を支える都市機能の適正な配置に努め，地域の特性を活かしながら，均衡と調和のとれた計画的な土地利用を推進します。

施策3-2 市街地の活性化

関係機関，団体及び企業などと連携しながら，国道51号沿線及び潮来駅周辺を中心とした商業・業務機能の集積促進と，都市景観に配慮したまちづくりを進め，地域の顔となる市街地の活性化を推進します。

施策3-3 道路交通網・交通環境の整備

水郷有料道路の無料化をはじめ国道51号バイパス，国道355号バイパス，東関東自動車道の延伸の早期実現など広域交通網及び市内幹線道路の整備を計画的に推進します。

また，市民のニーズに合った交通手段の確保に努め，移動の利便性，快適性の向上を図ることとて，人々が行き交い賑わいのある都市の形成を目指します。

施策3-4 上下水道の整備

水質浄化の啓発活動を推進するとともに，水道の安定供給や下水道の計画的な整備を図り，地域格差のない市民生活環境の実現を目指します。

施策3-5 住環境の整備

公園や生活道路など都市基盤の計画的な整備を推進するとともに，市内に点在する歴史的建造物及び自然環境との調和を図り，快適な住環境づくりを推進します。

また，ユニバーサルデザイン^{*}の視点による公共空間の整備を推進し，誰もが安心して暮らしていくことのできる住環境づくりを進めます。

施策3-6 情報通信基盤の強化

高度化，多様化する市民のニーズに対応した質の高い情報の提供を実現するためにも，地域情報化と行政情報化の確立を目指した情報化施策は必要不可欠となっています。

緊急時の円滑な情報伝達など，暮らしの安全と安心を確保するためにも，市民生活に根ざした情報通信基盤の着実な整備の推進に努めます

^{*}ユニバーサルデザイン：

「すべての人のためのデザイン」を意味し，年齢や障がいの有無などにかかわらず，最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインしていこうとする考え方。

4. 産業振興政策

交流と活気，賑わいを生む産業のあるまちを目指します

大 綱

水郷都市という，国内でも有数の豊かな自然，田園の環境保全に努めるとともに，安全で高品質な農産物の生産環境の整備や担い手の育成に取り組み，活力ある農業の振興を図ります。

また，都心へのアクセスといった立地を活かし，企業誘致に向けた基盤整備や雇用の場の確保，起業支援に取り組むとともに，‘水郷’，‘あやめ’をはじめとする本市の歴史や文化といった地域イメージを幅広く市内外へ発信し，通年型の観光地への転換，商工業の振興を図り，地域全体の活性化につなげます。

さらに，新たな形態の資源として，産業振興と観光交流の拠点施設である「道の駅いたこ」を活かし，農業，商業，観光など，産業間での連携，強化に取り組みながら，まちの賑わいや交流人口の拡大に向けた施策を推進します。

「交流と活気，賑わいを生む産業のある」 まちづくりへの施策

施策4-1 農林水産業の振興

施策4-2 商工業の振興

施策4-3 観光の活性化

施策4-4 新たな産業の育成及び雇用の促進

施策4-1 農林水産業の振興

農業の生産性の向上及び安定した経営基盤の確立に向け、生産基盤の整備や経営規模の拡大、担い手育成及び新規就業者の確保、農業生産法人に対する支援などを進めます。あわせて、首都圏に向けた供給地として、積極的にPRを進めるとともに、地産地消の推進、インターネットの利用などにより販路の拡大に努めます。

また、農林水産業の振興にあたっては、農村環境の保全をはじめ、自然環境に配慮した取り組みも求められることから、振興とともに、環境にやさしい取り組みを推進します。

さらに、本市の水辺や緑地、遊休農地等を交流資源として有効活用した、新たな農林水産業の振興策を検討します。

施策4-2 商工業の振興

市の賑わいには、その核となる各種サービスを提供する場（中心市街地）がしっかりと機能していることが必要です。そのため、東関東自動車道の交通アクセス、交通の利便性の向上などを活かし、優良企業の誘致と中心市街地、国道51号沿線における良好な商業軸の形成を促進します。

また、地元企業・商店については、商工会と連携を強化しながら、経営基盤の強化や設備投資、新しい事業展開に向けた取り組みに対する支援を図り、市内外からの集客力の高い商業の形成の促進と活性化を進めます。

施策4-3 観光の活性化

水辺の自然環境やあやめ、名所、旧跡、水郷県民の森といった、地域の魅力ある資源を活かす整備を図り、通年型観光を推進するとともに、他産業との連携を強化し、市内を回遊できる水と緑による滞在型観光を促進します。

また、水郷三都（鹿嶋市、潮来市、千葉県香取市）等、隣接する観光地と広域的な交流を図るとともに、市全体でのホスピタリティ（おもてなしの心）のある観光地、国際性豊かな観光地づくりに努めます。

施策4-4 新たな産業の育成及び雇用の促進

潮来インター周辺地区及び道の駅いたご周辺地区への進出企業の支援とともに、既存企業へも優遇措置等を拡大するなど、市内における産業活動の活性化及び雇用機会の創出をります。

また、各種の産業及び企業間を越えた連携強化やNPOなどによる経済活動の促進によって、新たな地域産業や雇用の創出を目指します。

5. 教育・文化政策

次代へ引き継ぐ人材・文化を育むまちを目指します

大 綱

学校教育に求められているものは、児童生徒に基礎的な内容を確実に身につけさせ、よりよく問題を解決する資質、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力といった「生きる力」を育むことにあります。

そのために、本市の学校教育においては、幼児期の発達の特性に配慮した幼児教育の充実や、一人ひとりを活かす創意と活力に満ちた特色ある学校づくりを推進し、教育目標の具現化を図ります。

また、生涯学習では多様な市民のニーズに対応した学習機会を設けることにより、技能や知識を高めようとする意欲ある人材を育成する生涯学習のしくみを構築していきます。そのほか健康や生きがいづくりとして、多くの市民が生涯を通じてスポーツを楽しめるような取り組みを進めます。

「次代へ引き継ぐ人材・文化を育む」 まちづくりへの施策

- 施策5-1 学校教育の充実
- 施策5-2 青少年の健全育成
- 施策5-3 生涯学習の推進
- 施策5-4 スポーツ・レクリエーションの推進
- 施策5-5 地域文化の振興
- 施策5-6 国際交流・地域間交流の促進

施策5-1 学校教育の充実

確かな学力と豊かな人間性を身につけ、柔軟な創造性を備えた人づくりを行うため、家庭や地域社会と綿密に連携し、体験活動等を通じて、思いやりの心や規範意識など、人間性や社会性を育むための「心の教育」を推進し、目標に向かって意欲的に活動する児童生徒の育成を目指します。そして、郷土を愛し、社会の一員として生きる心や、情報化社会、国際社会に貢献できる資質や能力等の育成を目指します。

また、施設の整備、地域全体での見守り体制の充実、地元産物を利用した豊かな学校給食の供給など、子どもたちが安全かつ健全な教育環境で学ぶことができる環境づくりを推進します。

施策5-2 青少年の健全育成

“子どもは家庭の宝”にとどまらず、子ども達を“地域の宝”と考え、家庭・学校・地域のつながりのある青少年の健全育成活動を展開します。

そのため、子ども達の“居場所”の充実を図るほか、地域の方々の支援や協力を得ながら、PTA研修会等、様々な機会を通して、家庭教育の支援・充実や青少年の健全育成を図っていきます。

施策5-3 生涯学習の推進

市民のニーズを踏まえた各種の講座・学級・教室等の事業を提供するため、公民館、図書館の体制を整備するとともに、既存施設の有効活用、学校施設の開放により、生涯学習環境の充実を図ります。そして、リーダーや組織・団体の育成などに努め、市民が主体的に活動する生涯学習の構築を促進します。

また、情報化社会に対応したネットワーク化の構築と情報の提供を進めます。

さらに、公共施設の利用については、近隣自治体との広域連携について検討します。

施策5-4 スポーツ・レクリエーションの推進

市民が世代に応じた健康づくりや生涯スポーツに取り組めるよう、スポーツ・レクリエーション施設の充実を図るとともに、スポーツ教室の開催、ニュースポーツ[※]の振興などによって、生涯スポーツの普及を目指します。

また、市民が楽しく活動でき、地域や世代を越えた交流に結びつくよう、スポーツやレクリエーション活動を通じた交流機会の創出に努めます。

施策5-5 地域文化の振興

市民が主体となる地域文化の創造を促進するため、各種団体による自主的な芸術文化活動への支援や、優れた芸術文化及び本市の文化財に接する機会の提供を図ります。

また、地域の歴史と風土に根ざした文化資源を地域文化の振興に活用しつつ後世に伝えていくため、各種団体と連携しながら有形・無形の貴重な歴史文化遺産の保護に努めます。

※ニュースポーツ：

技術やルールが比較的簡単で、年齢や体力に関係なく、誰でも、どこでも、いつでも気軽に生涯を通して楽しめるスポーツの総称。

施策5-6 国際交流・地域間交流の促進

国際交流事業の活性化により、国際性豊かな人づくりを促進するとともに、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、支え合う、多文化共生社会[※]の実現を目指します。

また、地域の特性を活かした交流空間の形成を図り、市民活動を中心とした地域間交流を推進します。

※多文化共生社会：

文化的に異質な集団に属する人々が、互いの文化的違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、ともに生きていく社会のこと。

6. 行財政政策

柔軟な地域経営で安心感のあるまちづくりを目指します

大 綱

安定した地域経営には、足腰の強い財政の裏付けが必要であり、今後も自主財源の長期的・安定的な確保を図るとともに、事務事業の見直し等による歳出抑制策をあわせ、効率的な行政経営を可能にする財政構造への転換を進めていきます。また、行財政改革の観点から、適正な定員管理に努めるとともに、公共施設管理の民間委託や指定管理者制度[※]の導入を拡大し、多様化・高度化する市民ニーズへの適切な対応にあわせ、政策の具現化に向けた効果的な組織づくりに努めていきます。

地域情報化の推進にあたっては、より一層の情報提供・情報共有を進めるとともに、個人情報保護を徹底するなど情報の厳正な管理を行います。

さらに、職員の様々な専門的能力を向上させるために、職員研修を積極的に実施し、地方分権時代に対応した経営感覚を持った職員を養成するなど人事管理の充実を図っていきます。

そのほか、生活圏の拡大や市民の教育・文化・医療・福祉ニーズを充足する観点から、近隣自治体との広域的な連携を推進します。

「柔軟な地域経営で安心感のある」 まちづくりへの施策

- 施策6-1 まちづくり情報共有の推進
- 施策6-2 行財政運営の効率化・高度化
- 施策6-3 利用しやすい行政サービスの提供
- 施策6-4 広域行政の推進

※指定管理者制度：

平成15年の地方自治法の一部改正によりできた新しい制度。
これまでは「公の施設」の管理は、市が直接行うか、市の出資法人等の団体などに委託することが原則であったが、指定管理者制度の導入により、民間の事業者やNPO法人などを含めた幅広い団体の中から、施設の管理者（指定管理者）を指定することができるようになった。

施策6-1 まちづくり情報共有の推進

多様な手段により行政の有する情報を積極的に公開・発信するとともに、市民の意見を聴く機会の充実を図り、市政の方向性や地域課題を市全体で共有していくことで、市民・地域・行政がそれぞれの役割と責任を認識しながら主体的に実践する地域づくりを進めます。

また、地域で活動する様々な組織との連携を図り、市民や団体、企業などが積極的にまちづくり活動に参加していく環境づくりを進めます。

施策6-2 行財政運営の効率化・高度化

新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行財政運営を図るため行財政改革に取り組み、公共サービスを効果的かつ効率的に行う行財政運営の構築を図ります。

施策6-3 利用しやすい行政サービスの提供

個人情報保護に留意しつつ、情報の公開を積極的に進めるほか、行政手続の電子化などICT（情報通信技術）を最大限に活用した電子自治体を推進することにより市民サービスの向上を目指します。

また、職員ひとり一人が目標を持って仕事に取り組み、限られた人員の中で効率的に職務を遂行するとともに、市民がわかりやすく、利用しやすい行政サービスの提供に努めます。

施策6-4 広域行政の推進

日常生活圏の拡大や経済活動の広域化に伴い、相互補完による住民の利便性向上、また行政の連携強化を図ることを目的に、ごみ処理問題などの様々な生活課題や公共施設の相互利用など、広域的な対応により合理化できる事務については近隣自治体及び国・県と連携しながら、効率的な行政運営に努めます。

さらに、水郷三都としての取り組みなど、広域での交流や地域資源を活かした魅力ある地域づくりを進めます。

7. 市民協働政策

市民との協働による元気のあるまちを目指します

大 綱

参加と協働が活発なまちを実現するためには、地域で抱えるいろいろな問題を地域で解決できるしくみを整えることも必要となることから、地域コミュニティの整備・充実を図っていきます。あわせて、まちづくりに参加したい市民が自主的なまちづくり活動を展開できるように、その受け皿となるボランティア組織の育成やNPOの設立支援、地域活動の活性化を図ります。

また、地域の歴史や文化とふれあう機会などを通じて、将来を担う豊かな人づくりを地域が一体となって積極的に進めていくとともに、固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自由に活躍できる参加の場を創出していきます。

「市民との協働による元気のある」 まちづくりへの施策

- 施策7-1 市民協働によるまちづくりの推進
- 施策7-2 地域コミュニティの醸成
- 施策7-3 男女共同参画の促進
- 施策7-4 人権尊重社会の実現

施策7-1 市民協働によるまちづくりの推進

市民と行政が、より良いパートナーシップを築き、それぞれが役割を分担しながら、ともに活力ある地域社会の実現を目指します。

そのため、市民の持つ様々な能力や知識を掘り起こし、市民協働によるまちづくりのしくみを構築し、地域におけるNPO・ボランティア活動の活性化、住民自治意識の醸成や協働事業の推進、学習機会の充実や団体・人材の育成などに努めます。

施策7-2 地域コミュニティの醸成

地域の連帯感をさらに醸成し、開かれた地域社会を築くため、コミュニティ施設の整備や各種事業の支援、組織の育成などを進めることにより、市民の地域活動への参加促進を図ります。

施策7-3 男女共同参画の促進

家庭や地域、職場において男女共同参画意識の浸透や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス[※]）の実現を図り、市民一人ひとりが、個性と能力を発揮し誰もがいきいきと暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

そのため、市民・行政・事業者が一体となり、「男女共同参画基本計画[※]」の施策を総合的・計画的に推進します。

施策7-4 人権尊重社会の実現

市民の誰もが人権問題を身近な問題として捉え、いきいきと暮らせる社会を実現するため、市民一人ひとりが人権意識を高め、差別や偏見のない思いやりにあふれたまちを目指し、市民と行政が一体となって様々な機会を通じて人権啓発、人権教育を推進します。

※ ワーク・ライフ・バランス：

一人ひとりが、それぞれの人生の段階（ライフステージ）の状況に応じて、自らの希望するバランスで様々な活動に関わりながら暮らすことができる状態。
・様々な活動例 → 仕事、家事、子育て、介護、PTA、地域活動、NPO・ボランティア等の社会貢献活動、自己啓発、生涯学習、趣味、友人・知人との交流、健康づくり、休養など

※ 男女共同参画基本計画：

男女がともに社会の対等なパートナーとして、互いに認め合い、ともに責任を担い、いきいきとその能力や個性を発揮し、将来の夢と希望に満ちた活力ある社会の実現のために、本市が取り組むべき課題や施策を体系的に整理した計画。